

自動車騒音常時監視について

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市内の主要道路の自動車騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため自動車騒音の状況の常時監視を行いました。（本事務は、第 2 次一括法（平成 23 年法律第 105 号）に基づき、平成 24 年 4 月 1 日付で市へ権限委譲されました。）

（１） 自動車騒音状況の常時監視の目的

自動車騒音の状況の常時監視は、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して地域が曝される年間を通じて平均的な状況について、継続的に把握することを目的としています。

（２） 自動車騒音常時監視の対象

自動車騒音常時監視は、市内の幹線交通を担う道路（道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道）に面する地域を対象に、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより区間を設定し、その評価区間ごとに、対象となる地域内の住居等の環境基準適合状況を面的に評価します。

自動車騒音常時監視地域は、道路端から両側 50 メートルの範囲内の住居等（商業・工業・事務所等専用の建物など、住居の用に供されない建物を除く）です。

市では、平成 24 年度から継続して、市内の幹線交通を担う道路について段階的に面的評価を実施しています。

（３） 令和 4 年度 自動車騒音常時監視結果

本年度の評価対象路線において道路に面する地域に立地している住居等（1,235 戸）を対象に自動車騒音の常時監視として面的評価を行いました。

路線名	評価区間位置		評価区間延長 (km)	評価対象住居等戸数 (戸)	昼夜とも達成 (戸)	昼のみ達成 (戸)	夜のみ達成 (戸)	昼夜とも超過 (戸)
	始点地区	終点地区						
一般国道 136 号	三福	南條	3.3	510	510 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
一般国道 136 号	南條	原木	3.2	725	718 (99.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (1.0%)
合 計			6.5	1,235	1,228 (99.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (0.6%)

注 1）時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 2）評価対象住居等戸数は、交差街区上の評価対象住居等をそれぞれの路線で計上しているため、戸数の合計は、道路に面する地域に立地している住居等の合計とその数値が異なる。